

平成22年12月4日（土）実施 大刀洗町事業仕分け

1 事業名及び担当課

事業番号	事業名	担当課
2-5	町税前納報奨金事業	税務課

2 仕分け結果 () は、仕分け人の判定結果

不要	民間	国・県・広域	町(要改善)	町(現状維持)	結果
8(4)	0	0	0	0	不要

3 仕分け人及び判定人コメント

(仕分け人コメント)

- ・特別徴収（給与天引き）や年金特徴の住民には適用はなく、税の公平性からも不適當である。
- ・すでに役割を終えているので、廃止が適當。
- ・現社会経済情勢に合わないと思われる。
- ・滞納防止に効果があるかどうかは、全く不明。対象者の固定化、税の公平性、徴収率向上への貢献度などにそれぞれに疑問があり、制度として継続する必要性は全くない。
- ・不要であれば、それなりの理由をはっきり説明して廃止すべき。

(判定人コメント)

- ・昭和25年当初の目的と、現在の状況では、あまりにもかけ離れていると思う。
- ・資産が多い人が優遇されるのは、おかしい。また、資産が多い人は、報奨金が無くても毎回払うのが面倒なので、全期前納されると思うし、滞納しないと思う。
- ・税の公平性を欠いている。
- ・町県民税の普通徴収は、全体の30%の人だけが対象なので、不公平である。
- ・他市町村も廃止されているので、廃止していいのではないか。
- ・前納制度はあってもいいが、報奨金は廃止して良いと思う。
- ・費用対効果に疑問がある。町の財政から見たコストパフォーマンスが非常に悪い。
- ・本当に滞納を防止するためには、減税した方が良いのではないか。

4 今後の方針

前納報奨金制度の廃止については、平成22年12月町議会定例会で議決を得て、平成23年4月1日から施行する。

今後、住民への周知については、町広報紙・町ホームページへの掲載や、周知チラシを全戸配布する外、課税対象者（町県民税・固定資産税）には別途周知チラシを郵送にするなど周知徹底を図る。また、庁舎、公共施設等にチラシを掲載し周知を図る。